

学校法人愛知学院発明審査委員会規程

平成 22 年 4 月 15 日施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学校法人愛知学院職務発明等規程（以下「規程」という。）第 11 条第 2 項の規定に基づき、学校法人愛知学院発明審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議し、その結果を理事長に答申する。

- (1) 規程第 4 条に規定する届出による発明等が職務発明等に該当するか否か及び当該発明等を本学院が承継するか否かの審査
- (2) 本学院が承継する知的財産権の持分割合についての審査
- (3) 当該職務発明等の技術的評価についての審査
- (4) 知的財産権を出願し得る要件を具備しているか否かの審査
- (5) 補償金の支払いについての審査
- (6) 規程第 6 条第 1 項に規定する異議申立てについての審査
- (7) 規程第 7 条に規定する任意譲渡についての審査
- (8) 当該職務発明等を外国出願するか否か及び審査請求するか否かの審査
- (9) 外部専門家及び外部専門機関の選定についての審査
- (10) その他委員会が必要と認める事項

2 委員会は、必要に応じ当該職員等からヒアリングを行うことができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法人本部長
- (2) 財務局長
- (3) 研究推進・社会連携部長
- (4) 研究推進・社会連携部の部局長、事務部長又は次長から 1 名
- (5) 研究推進・社会連携課長
- (6) 各学部長が推薦する歯学部及び薬学部の教員各 2 名
- (7) 委員長が指名した当該職務発明等に係る専門分野の教員及び関連分野の教員各 1 名
- (8) その他委員長が指名した教職員若干名

2 委員は、理事長が任命する。

(任期)

第 4 条 第 3 条第 1 項第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠としての委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第3条第1項第6号及び第7号の委員の任期は、第2条に規定する審査をもって終了とする。ただし、規程第6条及び第7条に規定する申し立て等があった場合は、これを継続することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ学内の関係者及び学外の有識者を委員会に出席させ、意見等を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は委員会の議を経て、学内理事会がこれを承認する。

附則

この規程は、平成22年4月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。